

## 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議(第3回) 議事概要

日時： 平成26年6月16日(月) 16:00 ~ 18:00

場所： 合同庁舎3号館11階 特別会議室

議事次第に沿って事務局及び富田委員から資料の説明を行い、質疑応答及び意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。

### ○バスの運転手不足について

- ・運転手は調子が悪くても、断ると仕事が回ってこなくなるため事業者側には言わない。事業者側は聞いていなければ、運転手が不足していることもあり仕事を依頼してしまうという問題がある。
- ・運転手は基準ギリギリまで働かないと食べていけない。これに耐えられず辞めてしまう人がいると、残った運転手がさらに厳しい状況になる。これは、安全運行のために必要な運賃・料金が入ってこないため、そうならざるを得ない。

### ○新たな貸切バスの運賃・料金制度について

- ・利用者や自治体、学校に対して、更なる周知を図るべきではないか。
- ・新運賃制度が適正だとしっかり言えるような環境づくりをお願いしたい。
- ・今回の運賃制度の見直しを機に、貸切バスの運賃を原価と捉えて、適正な旅行代金を設定するような働きかけをお願いしたい。
- ・手数料は運送引受書に記載しないため、手数料を経費として算入したことの記録方法について考えておく必要がある。

### ○高速・貸切バスの安全・安心回復プランに関連する事項について

- ・改善基準告示等に係る運用実態調査については、連続した乗務の間の休息期間等がうまくいかなかった時に事故を起こすケースは多いため、そういうところまで踏み込んだ調査をお願いしたい。
- ・交替運転者の配置基準については、基準の見直しの有無に関わらず定期的にチェックを行うべき。
- ・乗合型管理の受委託制度においても、貸切型管理の受委託と同様に受託者の車両を使用する方法を可能としてほしい。
- ・行政処分の服喪期間について、事業別での適用や、使用車両のサイズの拡大および路線の新設を対象外とする等の見直しを図ってほしい。
- ・トラックの荷主勧告制度を参考とした新制度の導入にあたっては、実効性のあるものをしっかりと検討してから入れてほしい。
- ・最低車両数、車齢規制等について、貸切バス事業のさらなる安全安心を確保するための諸対応を早急に結論が得られるようお願いしたい。

### ○参入規制について

- 一旦参入を止めて悪質な事業者を排除した後、2～3年かけて新しい台数規制や車齢規制などを検討して設けるべきではないか。
- 事故を未然に防ぐという観点から議論されてきたが、事故後の対応ができるだけの体力がある会社であるのかという観点からの議論も必要ではないか。

(以 上)